特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	後期高齢者医療保険料に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さつま町は、後期高齢者医療保険料に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

さつま町長

公表日

令和6年6月28日

I 関連情報

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

1 闵建侑和						
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称	後期高齢者医療保険料に関する事務					
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等に基づき、広域連合にて賦課決定された保険料について徴収事務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の事務について使用する。 ①所得の申告書に関する確認 ②賦課額算定における期割計算及び特別徴収対象者の確認 ③その他徴収のために行う事務 【収納及び滞納整理事務】 後期高齢者医療保険料の徴収事務を行う。過誤納等が生じたときは、還付又は他の滞納税などへの充当を行う。納期限までに納入・納付していない者に対して督促状を発送し、必要に応じて地方税法等に基づき滞納処分を行う。具体的には、 ①納税・納付義務者からの納付・納入状況の確認 ②過誤納者へ還付又は充当処理 ③納付証明書等の発行 ④財産調査、その他調査権の行使 ⑤徴収猶予、換価猶予及び滞納処分の停止の決定 ⑥滞納処分後の換価及び配当					
③システムの名称	・広域連合評価システム ・後期高齢者医療システム ・中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル	· 名					
・後期高齢者医療情報ファイル	L					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・「行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法) 第9条第1項及び別表の85の項 ・「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」第46条					
4. 情報提供ネットワーク:	システムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>(主) 実施する(主) 実施しない(3) 未定					
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表の85の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条					
5. 評価実施機関における	5担当部署					
①部署	税務課					
②所属長の役職名	税務課長					
6. 他の評価実施機関						
なし						
7. 特定個人情報の開示・	訂正-利用停止請求					
請求先	さつま町役場 税務課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)					

さつま町役場 税務課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	16年6月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[基礎	項目評価書]		1)	(選択肢>)(基礎項目評価書表で)(基礎項目評価書及で)(基礎項目評価書及で)	「重点項目評価書 「全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分	}である]	1)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[+%	うである]	1)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+%	うである]	1)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない									
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	1)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	k (委託や情報提	供ネットワーク	システムを	通じた提供を除	₹ ८.) [O]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	1)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) :) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続			[]接続し	ない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+9	}である]	1) 2) 3)	(選択肢≥) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か		うである]	1)	(選択肢>)) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・注	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[+9	}である]	1) 2)	(選択肢≥) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
8. 監査									
実施の有無	[〇] 自己点	検	[] [内部監査	[] 外部監	査			
9. 従業者に対する教育・啓発									
従業者に対する教育・啓発	[十分に	行っている]	1) 2)	(選択肢>) 特に力を入れて行っ) 十分に行っている) 十分に行っていない	ている			

変更箇所

发 更固/	71				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月29日	Ⅱしきい値項目 2.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月29日	Ⅱしきい値項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和5年6月29日	Ⅱしきい値項目 2.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年6月29日	Ⅱしきい値項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報 3.個人番号の利 用 法令上の根拠	・「行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法) 第9条第1項及び別表第一の59の項・「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」第46条	・「行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法) 接) 第9条第1項及び別表の85の項 ・「行政手続きにおける特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表の主務 省令で定める事務を定める命令」第46条	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報 4.情報提供ネット ワーケシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 第82の項	・番号法第19条第8号 別表の85の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条	事後	
令和6年6月28日	IIしきい値項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和6年6月28日	Ⅱしきい値項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	